

令和 3 年 12 月 9 日

令和 3 年広島県議会 12 月定例会議案 (その 4)

広 島 県

令和三年広島県議会十二月定例会議案目次（その四）

県第百十八号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………

県第百十九号 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正  
する条例……………一一

県第百十八号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の二十</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の十六</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の十二</p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の六</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の十」と、「百分の十六」とあるのは「百分の八」と、「百分の十二」とあるのは「百分の六」と、「百分の六」とあるのは「百分の三」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十二・五」と</p>	<p>(期末手当) 第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の三十</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の二十八</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の二十一</p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の十五</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十一」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十二」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十二・五」と</p>

と、「百分の八十八」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

の五十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の五十」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の三十</p> <p>五</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の二十八</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の二十一</p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の十・五</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の百一</p> <p>・五(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の八十二・五)</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の八十二(特定幹部職員にあつては、百分の六十六)</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の六十一・五(特定幹部職員にあつては、百分の四十九・五)</p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の三十・七五(特定幹部職員にあつては、百分の二十四・七五)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ 在職期間が六箇月の場合 百分の百一</p> <p>・五(特定幹部職員にあつては、百分の八十一・五)</p> <p>ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合 百分の八十二(特定幹部職員にあつては、百分の六十六)</p> <p>ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合 百分の六十一・五(特定幹部職員にあつては、百分の六十六)</p>	<p>(期末手当) 第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の二十</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の十六</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の十二</p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の六</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 在職期間が三箇月の場合 百分の百十</p> <p>(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この項及び第十八条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の九十)</p> <p>ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の八十八(特定幹部職員にあつては、百分の七十二)</p> <p>ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の六十六(特定幹部職員にあつては、百分の五十四)</p> <p>ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の三十三(特定幹部職員にあつては、百分の二十七)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ 在職期間が六箇月の場合 百分の百十</p> <p>(特定幹部職員にあつては、百分の九十一)</p> <p>ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合 百分の八十八(特定幹部職員にあつては、百分の七十二)</p> <p>ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合 百分の六十六(特定幹部職員にあつては、百分の六十六)</p>

あつては、百分の四十九・五）  
 二 在職期間が三箇月未満の場合 百分の三十・七五（特定幹部職員にあつては、百分の二十四・七五）  
 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二十八」とあるのは「百分の十六」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十二」と、「百分の十・五」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の四十六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の三十四・五」と、「百分の四十九・五」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の十七・二五」と、「百分の二十四・七五」とあるのは「百分の十四・二五」と、同項第三号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の八十二・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の四十六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の三十四・五」と、「百分の四十九・五」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の十七・二五」と、「百分の二十四・七五」とあるのは「百分の十四・二五」とする。

ては、百分の五十四）  
 二 在職期間が三箇月未満の場合 百分の三十三（特定幹部職員にあつては、百分の二十七）  
 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の十」と、「百分の十六」とあるのは「百分の八」と、「百分の十二」とあるのは「百分の六」と、「百分の六」とあるのは「百分の三」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の五十一」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の五十一」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の五十四」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の十八・七五」と、「百分の二十七」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）  
 第三条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条（給与の額等）（略）            2 県議会議員には期末手当を、知事等（公営企業の管理者を除く。）には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十」とする。</p>	<p>第三条（給与の額等）（略）            2 県議会議員には期末手当を、知事等（公営企業の管理者を除く。）には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百五十」とする。</p>

<p>3 (略)</p> <p>「百分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>3 (略)</p> <p>は「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>
--	---

第四条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 (給与の額等) (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十六」と、「百分の六一・五」とあるのは「百分の八十七」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十三・五」と、同項第三号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十六」と、「百分の六一・五」とあるのは「百分の八十七」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十三・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第三条 (給与の額等) (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等(公営企業の管理者を除く。)には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等） 第六条（略） 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等） 第六条（略） 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等）	（給与条例の適用除外等）

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百一・五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十七」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十三・五」と、同項第三号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十七」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十三・五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」とする。

(一) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例等の適用除外等） 第七条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手</p>	<p>（給与条例等の適用除外等） 第七条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手</p>

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百八十」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十二」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十二」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十二」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第八条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例等の適用除外等）            第七条（略）            2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百一・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の八十二」とある</p>	<p>（給与条例等の適用除外等）            第七条（略）            2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の十六」とあるのは「百</p>

のは「百分の百十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十七」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の四十三・五」と、同項第三号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の百十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の八十七」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の四十三・五」と、給与条例第十九条の第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二項第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

分の二十」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「百分の六」とあるのは「百分の七・五」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二項第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第九条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 (期末手当) 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十八」と、「百分の十二」とあるのは「百分の二十一」と、「百分の六」とあるのは「百分の十・五」とする。</p> <p>2) 前項の場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 日額による支給の場合 基礎報酬日額に算定期間(期末手当基準日(三月一日、六月一日及び十二月一日をいう。第九条第二</p>	<p>第六条 (期末手当) 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 日額による支給の場合 基礎報酬日額に算定期間(期末手当基準日(三月一日、六月一日及び十二月一日をいう。第九条第二項において同じ。))以前三箇月以内(期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間をいう。以下同じ。)におけるその者の勤務日数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>二 月額による支給の場合 基礎報酬月額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>三 時間額による支給の場合 基礎報酬時間額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p>

<p>項において同じ。)以前三箇月以内(期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間をいう。以下同じ。)におけるその者の勤務日数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>二 月額による支給の場合 基礎報酬月額</p> <p>三 時間額による支給の場合 基礎報酬時間額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を在職期間の月数で除して得た額</p> <p>3  任用期間が六月に満たない場合であっても、当該短時間勤務会計年度任用職員が同一会計年度内において同一の任命権者により任用され、その任用期間が通算して六月以上となった場合には、当該会計年度内において、第一項に規定する任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。</p> <p>4  (略)</p>	<p>2  任用期間が六月に満たない場合であっても、当該短時間勤務会計年度任用職員が同一会計年度内において同一の任命権者により任用され、その任用期間が通算して六月以上となった場合には、当該会計年度内において、前項に規定する任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3  (略)</p>
--	---

第十条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の場合により期末手当を支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の六十三」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の三十一・五」と、同項第三号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の六十三」と、「百分の三十・七五」とあるのは「百分の三十一・五」とする。</p> <p>2  4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の場合により期末手当を支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の十六」とあるのは「百分の二十八」と、「百分の十二」とあるのは「百分の二十一」と、「百分の六」とあるのは「百分の十・五」とする。</p> <p>2  4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定、第四条の規定、第六条の規定、第八条の規定及び第十条の規定は、令和四年四月一日から施行する。
- (人事委員会規則への委任)
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(提案理由)

人事委員会の令和三年十月八日付けの給与勧告などを考慮して、職員の期末手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第百十九号議案

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例  
の一部を改正する条例案

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例  
の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失職の特例) 第五条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の特例) 第五条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

感染症や大規模災害など多様化・複雑化する行政課題に対応する職員が、過失により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された場合に、失職させないことができる範囲を公務遂行中の過失による交通事故以外の事故に拡充するため、この条例案を提出する。